

目次

はじめに.....	1
産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置.....	3
運用による対策	
1. 推進体制の整備.....	4
2. エネルギーの使用に関するデータ管理.....	5
3. 計測及び記録.....	6
4. 保守及び点検.....	7
5. 燃料の選択.....	8
事務所等（工場以外）における設備の管理	
6. 空気調和設備、換気設備の管理.....	9
7. ポイラー設備、給湯設備の管理.....	11
8. 照明設備、昇降機の管理.....	13
9. 受変電設備の管理.....	14
10. 発電専用設備、コーチェネレーション設備の管理.....	15
11. 事務用機器の管理.....	16
12. 業務用機器の管理.....	17
工場における設備の管理	
13. 燃焼設備の管理.....	18
14. 加熱設備等の管理.....	20
15. 空気調和設備、給湯設備の管理.....	22
16. 廉熱回収設備の管理.....	24
17. 蒸気駆動の動力設備の管理.....	26
18. 発電専用設備の管理.....	27
19. コーチェネレーション設備の管理.....	28
20. 受変電設備及び配電設備の管理.....	29
21. 電動力応用設備、電気加熱設備等の管理.....	31
22. 照明設備、昇降機、事務用機器の管理.....	33
「脱炭素社会」の実現に向けた対策	
23. 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用.....	34
24. 購入する電力の選択.....	35
25. R E 1 0 0 の取組み.....	36
26. 水素エネルギーの活用.....	37
27. 省エネ診断の実施.....	38
28. 高効率機器、先進設備の導入.....	39
29. グリーン購入.....	40
30. 3 R の推進.....	41

岐阜県温室効果ガス排出削減計画等評価制度 ガイドブック

令和4年4月

岐阜県

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。 <p>○責任者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者であることが必要です。(役員クラスを想定) <p>○マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策を推進するための方針 ・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担 ・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施 ・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 年 1 回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。

産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置

3

運輸部門の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。 <p>○責任者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資決定に、直接関わることができる者であることが必要です。(役員クラスを想定) <p>○マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策を推進するための以下的内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策を推進するための方針 ・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担 ・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施 ・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 年 1 回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。

産業部門、業務部門、廃棄物分野の実施する措置

運用による対策

1. 推進体制の整備	
区分	共通
基準	<p>①環境マネジメントシステム又はこれに準じたシステムの導入に努めるなどして、地球温暖化対策を効果的に推進するために責任者の設置、マニュアルの作成及び社内研修体制の整備を行うこと。</p> <p>②定期的に地球温暖化対策に関する研修、教育などを行うこと。</p>
実施済みの判断基準	<p>①の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none">○環境マネジメントシステムの導入 ISO14001、エコアクション21の他、これらに準じたシステムを導入していることが必要です。○責任者の設置 責任者は温室効果ガス排出削減のための投資の意思決定に、直接関わることができる者であることが必要です。（役員クラスを想定）○マニュアルの作成 地球温暖化対策を推進するための以下の内容を盛り込んだマニュアルを作成することが必要です。<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策を推進するための方針・温室効果ガス排出削減実行組織である統括責任者、管理者、担当者の役割分担・地球温暖化対策を推進するための会議、研修の実施・目標削減率に対する目標管理の方法 <p>②の判断基準</p> <p>年1回以上、地球温暖化対策に関する研修等を実施することが必要です。</p>

事務所等（工場以外）における設備の管理	
6. 空気調和設備、換気設備の管理	
区分	該当がある場合
基準	<p>①空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等についての管理標準を設定して行うこと。なお、冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案した管理標準とすること。</p> <p>②空気調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、空気比についての管理標準を設定して行うこと。</p> <p>③空気調和設備を構成する熱源設備、熱源設備から冷水等により空気調和機設備に熱搬送する設備（以下「熱搬送設備」という。）、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>④空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類の異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>⑤熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>⑥空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。</p> <p>⑦換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては換気の目的、場所に合わせたものとすること。</p>
該当がある場合の判断基準	<p>事務所等であって空気調和設備、換気設備が主要設備の場合 ※工場の場合、空気調和設備、換気設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	<p>①から⑦までのすべての項目に適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理を行い、冷暖房温度は、環境省が推奨する温度（夏季28°C、冬季20°C）を目安に設定している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 なお、熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）がな</p>

い場合、②の基準は適用しません。
③の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。
④の判断基準 空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 空気調和設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されていない場合、④の基準は適用しません。
⑤の判断基準 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 熱搬送設備が複数のポンプで構成されていない場合、⑤の基準は適用しません。
⑥の判断基準 空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されている場合は、基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。 空気調和機設備が同一区画において複数の空気調和機で構成されていない場合、⑥の基準は適用しません。
⑦の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。

工場における設備の管理																																																																				
13. 燃焼設備の管理																																																																				
区分	該当がある場合																																																																			
基準	<p>①燃料の燃焼の管理は、燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、空気比についての管理標準を設定して行うこと。</p> <p>②管理標準は、工場等省エネ基準別表第1(A)に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。</p> <p>③複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての熱効率(投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。)が高くなるように管理標準を設定し、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整すること。</p> <p>④燃料を燃焼する場合には、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転条件に関する管理標準を設定し、適切に運転すること。</p>																																																																			
	<p>該当がある場合 の判断基準</p> <p>工場であって燃焼設備が主要設備の場合 ※事務所等の場合、燃焼設備が主要設備でない場合は、「非該当」としてください。</p>																																																																			
	<p>①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準 基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 管理標準は、工場等省エネ基準で定める空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定してください。</p>																																																																			
	<p>○工場等省エネ基準（抜粋）</p> <p>別表第1(1) 基準空気比（I—I—2—2—1 2(1)イ、及びI—I—2—2—2(2)イ、関係）</p> <p>① ポイラーに関する基準空気比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">負荷率 (単位: %)</th> <th colspan="4">基 準 空 気 比</th> </tr> <tr> <th colspan="2">固 体 燃 料</th> <th>液 体 燃 料</th> <th>气 体 燃 料</th> <th>高 炉 ガ ス その他の 副生ガス</th> </tr> <tr> <th>固 定 床</th> <th>流 动 床</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 气 事 業 用 (注 1)</td> <td>75~100</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.05~1.2</td> <td>1.05~1.1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>一 般 用 ボ イ ラー (注 2)</td> <td>蒸発量が毎時30トン 以上のもの</td> <td>50~100</td> <td>1.3~1.45</td> <td>1.2~1.45</td> <td>1.1~1.25</td> <td>1.1~1.2</td> <td>1.2~1.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸発量が毎時10トン 以上30トン未満のも の</td> <td>50~100</td> <td>1.3~1.45</td> <td>1.2~1.45</td> <td>1.15~1.3</td> <td>1.15~1.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸発量が毎時5トン 以上10トン未満のも の</td> <td>50~100</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.2~1.3</td> <td>1.2~1.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸発量が毎時5トン 未満のもの</td> <td>50~100</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.2~1.3</td> <td>1.2~1.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 型 貨 流 ボ イ ラー (注 3)</td> <td>100</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.3~1.45</td> <td>1.25~1.4</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区分	負荷率 (単位: %)	基 準 空 気 比				固 体 燃 料		液 体 燃 料	气 体 燃 料	高 炉 ガ ス その他の 副生ガス	固 定 床	流 动 床				電 气 事 業 用 (注 1)	75~100	—	—	1.05~1.2	1.05~1.1	1.2	一 般 用 ボ イ ラー (注 2)	蒸発量が毎時30トン 以上のもの	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.1~1.25	1.1~1.2	1.2~1.3		蒸発量が毎時10トン 以上30トン未満のも の	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.15~1.3	1.15~1.3	—		蒸発量が毎時5トン 以上10トン未満のも の	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—		蒸発量が毎時5トン 未満のもの	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—		小 型 貨 流 ボ イ ラー (注 3)	100	—	—	1.3~1.45	1.25~1.4
区分	負荷率 (単位: %)	基 準 空 気 比																																																																		
		固 体 燃 料		液 体 燃 料	气 体 燃 料	高 炉 ガ ス その他の 副生ガス																																																														
		固 定 床	流 动 床																																																																	
電 气 事 業 用 (注 1)	75~100	—	—	1.05~1.2	1.05~1.1	1.2																																																														
一 般 用 ボ イ ラー (注 2)	蒸発量が毎時30トン 以上のもの	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.1~1.25	1.1~1.2	1.2~1.3																																																													
	蒸発量が毎時10トン 以上30トン未満のも の	50~100	1.3~1.45	1.2~1.45	1.15~1.3	1.15~1.3	—																																																													
	蒸発量が毎時5トン 以上10トン未満のも の	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—																																																													
	蒸発量が毎時5トン 未満のもの	50~100	—	—	1.2~1.3	1.2~1.3	—																																																													
	小 型 貨 流 ボ イ ラー (注 3)	100	—	—	1.3~1.45	1.25~1.4	—																																																													

(2) 工業炉に関する基準空気比 (I—I—2—2—2(1)イ、関係)						
区 分	基 準 空 気 比 炉 の 形 式 等					
	氣 体 燃 料		液 体 燃 料		備 考	
	連続式	間欠式	連続式	間欠式		
金型鋳造用溶解炉	1.25	1.35	1.30	1.40		
連続鋼片加熱炉	1.20	—	1.25	—		
連続鋼片加熱炉 以外の金属加熱炉	1.25	1.35	1.25	1.35		
金属熱処理炉	1.20	1.25	1.25	1.30		
石油加熱炉	1.20	—	1.25	—		
熱分解炉及び改質炉	1.20	—	1.25	—		
セメント焼成炉	1.30	—	1.30	—	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値	
石灰焼成炉	1.30	1.35	1.30	1.35	微粉炭専焼の場合は液体燃料の値	
乾燥炉	1.25	1.45	1.30	1.50	ただし、バーナー燃焼部のみ	

③の判断基準
複数の燃焼設備を使用するときは、基準のとおり管理標準を設定し、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整している場合、「適合」と判断します。
複数の燃焼設備を使用しない場合、③の基準は適用しません。

④の判断基準
基準のとおり管理標準を設定して管理している場合、「適合」と判断します。
なお、燃料がガスなどの気体燃料を使用している場合、④の基準は適用しません。

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた対策

2.3. 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの活用

区分	共通
基準	<p>①太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーに係る技術を取り入れた設備を導入すること。</p> <p>②可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収し利用を図ること。</p> <p>③事業所の周辺において、地下水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用して、その有効利用を図ること。</p>
実施済みの判断基準	<p>①から③までの項目のうち2項目以上に適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準 太陽光発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーに係る技術を取り入れた設備を導入することが必要です。 屋根貸しなどにより他人が太陽光発電設備を設置している場合についても、「適合」と判断します。</p> <p>②の判断基準 可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料をできるだけ回収し、利用を図ってください。 廃棄物の処理を委託する場合には、できるだけエネルギーや燃料を回収する技術を有した廃棄物処理業者へ委託してください。</p> <p>③の判断基準 事業所の周辺において、排水、下水、河川水、海水、地下水、温泉未利用熱等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図ってください。</p>

24. 購入する電力の選択

区分	該当がある場合
基準	他者からの電力の供給がある場合には、再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを図ること。
該当がある場合 の判断基準	再生可能エネルギー比率の高い電力に切り替えている場合 ※通常の電力メニューの場合、「非該当」としてください。
実施済み の判断基準	電力会社において、各種メニューが用意されております。 通常のメニュー以外の再生可能エネルギー比率の高い電力メニューとしている場合、「実施済み」と判断します。

25. RE100の取組み

区分	該当がある場合
基準	自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指した取組みを図ること。
該当がある場合 の判断基準	RE100の取組みをしている場合 ※RE100の取組みをしていない場合は、「非該当」としてください。
実施済み の判断基準	RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。 独自の取組みにより 100%再生可能エネルギーで電力を賄っている場合も、「実施済み」と判断します。

26. 水素エネルギーの活用

区分	該当がある場合
基準	水素エネルギーの活用を図ること。
該当がある場合 の判断基準	水素エネルギーを活用している場合 ※水素エネルギーを活用していない場合は、「非該当」としてください。
実施済み の判断基準	水素エネルギーを活用している場合、「実施済み」と判断します。 例) 営業用車両に燃料電池自動車(FCV)を導入した。

27. 省エネ診断の実施

区分	共通
基準	省エネ診断等によるエネルギー効率改善に関する診断、助言、エネルギーの効率的利用に係る保証の手法等の活用を図ること。
実施済み の判断基準	外部機関(※1)による省エネ診断等(※2)を受診し、提案事項への対応を行っている場合、「実施済み」と判断します。 ※1 診断機関としては、公的機関・民間企業を問いません。 ※2 省エネ診断やESCO事業者による診断等は該当しますが、メンテナンス業者が設置した設備のみを対象としてのアドバイスは該当しません。(事業所全体を対象としていないものは不可とします)

28. 高効率機器、先進設備の導入

区分	該当がある場合
基準	環境省が認証する先導的な低炭素技術を有する設備・機器等を導入、又は資源エネルギー庁が推進するエネルギー消費効率に優れた先進設備を導入すること。
該当がある場合の判断基準	環境省等が認証等する高効率機器等を新設・更新する場合
実施済みの判断基準	環境省又は資源エネルギー庁が認証・推進する高効率機器等を導入している場合、「実施済み」と判断します。

29. グリーン購入

区分	共通
基準	事業活動に伴い物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合には、購入等の必要性を十分に考慮するとともに、環境物品等を選択すること。

グリーン購入の取組みを行っている場合、「実施済み」と判断します。

○環境省 HP（抜粋）



30. 3Rの推進

区分	共通
基準	事業活動において、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めること。
実施済みの判断基準	<p>3Rを推進する取組みを行っている場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>なお、従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出し、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を中長期的に進めていくことが望ましいです。</p> <p>○環境省HPより</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、気候変動等の環境問題の深刻化が世界的な課題。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、中長期的にCEへの移行が必要。CEへの移行は、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力の源泉となりうる。 とりわけプラスチック資源循環は、このままでは2050年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に放出されるなど新たなプラスチックごみ問題を契機に国際的な関心。 ESG投資は国内外で年々拡大しており、循環ビジネスの市場規模の拡大が見込まれることから、CE分野に関するサステナブル・ファイナンスの動きが活発化。 <p>サーキュラー・エコノミー（CE）とは</p> </div>

31. 廃棄物原燃料の活用

区分	該当がある場合
基準	廃棄物を化石燃料の代替え燃料として活用するなど、廃棄物の有効利用を図ること。
該当がある場合の判断基準	<p>廃棄物原燃料を活用している場合</p> <p>※廃棄物原燃料を活用していない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済みの判断基準	木くずチップやRPF等の廃棄物由来の燃料を活用し、廃棄物の有効利用をすることが必要です。

設備導入による対策

設備導入による対策は、計画期間に該当設備を新設・更新する場合に適用します。設備の新設・更新がない場合は「非該当」としてください。

なお、既存の設備が基準に適合している場合には、「実施済み」として評価対象とすることができます。

事務所等（工場以外）における設備の導入	
3.2. 空気調和設備、換気設備の導入	
区分	該当がある場合
基準	<p>①空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定すること。</p> <p>②空気調和設備を新設・更新する場合には、熱負荷の低減及びエネルギーの効率的利用を実施すること。</p> <p>③エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項により定められたエネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」という。）に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用すること。</p> <p>④換気設備を新設・更新する場合には、エネルギーの効率的利用を実施すること。</p>
該当がある場合 の判断基準	<p>事務所等であって空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合 ※工場の場合、空気調和設備、換気設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済み の判断基準	<p>①から④までのすべての項目に適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準 空気調和設備、換気設備を新設・更新する場合には、必要な負荷、換気量に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 空気調和設備を新設・更新する場合には、次に掲げる措置等を講じて、熱負荷の低減及びエネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 可能な限り空気調和を施す区画ごとに個別制御ができるものを採用すること。 イ 効率の高い熱源設備を使ったヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等を採用すること。 ウ 热输送設備の風道や配管等の経路の短縮を行うとともに、断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。 エ 負荷の変動が予想される空気調和設備の熱源設備、热输送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱

システム等の効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱输送設備については、変揚程制御を採用すること。

オ 空気調和設備を負荷変動の大きい状態で使用する場合には、負荷に応じた運転制御を行うことができるようするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。

カ 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、断熱性の高い材料の利用、断熱の二重化等により、空気調和を行う部分の断熱性の向上を検討すること。また、窓については、断熱及び日射遮へいのために、フィルム、ブランケット、熱線反射ガラス又は複層ガラス等による対策を実施すること。

キ 全熱交換器の採用により、夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合には、外気冷房制御を採用すること。その際、加温を行う場合には、水加湿方式の採用により冷房負荷を軽減すること。

ク 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱输送設備の揚程が大きい場合には、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。

ケ エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法については、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。

コ 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析を実施すること。

③の判断基準

特定エネルギー消費機器に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設・更新する場合には、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用してください。

④の判断基準

換気設備を新設・更新する場合には、次に掲げる措置等を講じて、エネルギーの効率的利用を図っている場合、「適合」と判断します。

ア 換気の負荷変動に対しては、適切な制御方式を採用すること。

イ 風道等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備を採用すること。

工場における設備の導入	
3.9. 燃焼設備の導入	
区分	該当がある場合
基準	<p>①燃焼設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。</p> <p>②燃焼設備を新設・更新する場合には、バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものを採用すること。</p> <p>③燃焼設備を新設・更新する場合には、通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものを採用すること。</p>
該当がある場合 の判断基準	<p>工場であって燃焼設備を新設・更新する場合 ※事務所等の場合、燃焼設備を新設・更新しない場合は、「非該当」としてください。</p>
実施済み の判断基準	<p>①から③までのすべての項目に適合している場合、「実施済み」と判断します。</p> <p>①の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定してください。</p> <p>②の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものを採用してください。</p> <p>③の判断基準 燃焼設備を新設・更新する場合には、通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものを採用してください。</p>

その他の対策

51. 計画書等の提出	
区分	該当がある場合
基準	岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第2項及び第14条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出すること。
該当がある場合の判断基準	中小排出事業者の場合 ※特定事業者は「非該当」としてください。
実施済みの判断基準	温室効果ガス排出削減計画書及び温室効果ガス排出削減計画実績報告書を適切に作成し提出することが必要です。 なお、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第1項に基づき温室効果ガス排出削減計画書を提出する義務のある特定事業者については、評価項目としません。

52. その他の取組み

区分	該当がある場合
基準	その他、温暖化対策に取り組んでいること。
該当がある場合の判断基準	その他の取組みがある場合
実施済みの判断基準	岐阜県事業活動環境配慮指針で定める「計画的に取り組むべき措置」の項目の内、実施済み又は実施予定の項目がある場合2項目まで、また、それ以外に事業者独自の取組みがある場合2項目まで、合計4項目まで評価します。 なお、主たる業務以外での取組みについても評価の対象とします。